

東北地方太平洋沖地震の発生に係る要望

平成23年3月31日

全国中小企業団体中央会

会長 鶴田 欣也

東北地方太平洋沖地震により、多数の尊い人命が失われ、多くの被災者が長期の避難生活を余儀なくされている。被災地はもとより、取引先や風評被害等の間接被害は全国にまたがり、我が国はまさに国難というべき深刻な事態となっている。

本会では、対策本部を設置し、情報の収集や救援活動に努めているところである。今後、被災中小企業に対する本格的な支援が行われることとなるが、支援策の中枢に組合を復興の大きな柱に位置付けることが効果的である。

ついては、中小企業と地域の再生に向けて、復興組合の活動等の支援を行うよう、下記の項目について要望する。

記

<組合・中央会等の支援>

1. 被害を受けた組合施設の災害復旧に向けた総合的な支援を行うこと。
2. 災害復興を組合単位（地域おこし組合・地域復興企業組合・省エネ行動計画実施商工組合等）で行うための活動費等に国直轄の財政支援（災害復興組合対策費補助金）を行うこと。
3. 組合が所有する共同受電、蓄電、自家発電等のエネルギー関連施設に対するリニューアル、新設・増設に向けた支援策を講じること
4. 被災地買い上げの特別措置
希望する事業者の土地を震災前の公示価格を基礎として買い上げる措置を創設すること。
5. 被災中央会に対して国による財政支援を行うこと。

<金融支援>

1. 中小企業の不安感を取り除くためにはリーマンショック時以上の事業規模が必要であり、早急に補正予算を確保すること。
2. 補正予算の編成に際しては、金融機関が積極的な貸出ができるよう大規模な予算措置を講じること。
3. 被災中小企業者の既存の借入について、返済猶予・条件変更について可能な限り対応すること。
4. 災害復旧貸付・危機対応融資を最大限に活用し、直接的な被害のみならず計画停電や風評被害等の二次的被害も含めた幅広い間接被害事業者を対象とするとともに、貸付限度額の拡大・融資期間の延長等を行うこと。
5. 災害復旧貸付の金利の特別措置や災害関係保証に関して、罹災証明書取得要件が定められているが、取得までには2カ月近い時間を要し、被災状況が明白な状況にもかかわらず証明書提出を求められ、被災者の不安・不満が高まっている。災害救助法適用地域における罹災証明書取得の要件の撤廃、手続き面の簡素化を早急に行うこと。
6. セーフティネット保証について、計画停電や放射能汚染の風評被害を受けた事業者の認定要件の緩和を行うこと。また、保証枠の大幅な拡大や直接被害を受けた中小企業に対する保証料の免除・減免措置を講じること。
7. 信用組合など地域金融機関の早急な機能の回復を図り、地域の金融安定化に必要な施策を講じること。

<その他>

1. 計画停電に伴い操業停止を余儀なくされている中小企業に対する雇用維持制度を拡充すること。
2. 放射能被害による風評被害対策、特に海外向けの情報発信を強化すること。